

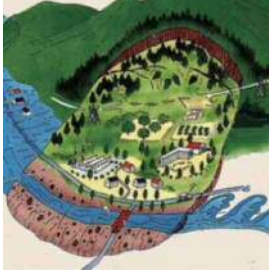


土砂災害

土砂災害の種類

土砂災害は、起こる現象によって大きく「土石流」、「がけ崩れ」、「地すべり」の3種類に分類されます。

種類	現象	
土石流		山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるものをいいます。その流れの速さは規模によって異なりますが、時速20~40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。
がけ崩れ		地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは、突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く死者の割合も高くなっています。
地すべり		斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。一般的に移動土塊量が大きいため、甚大な被害を及ぼします。また、一旦動き出すとこれを完全に停止させることは非常に困難です。我が国では、地質的にぜい弱であることに加えて梅雨あるいは台風などの豪雨により、毎年各地で地すべりが発生しています。

※「砂防の役割と対策」（国土交通省ホームページ）を加工して作成

この総合防災ハザードマップには、次の区域を示しています。

- 1) 1/25,000地形図を用いて図上で土砂災害の影響範囲を想定した「土砂災害危険箇所」および「山地災害危険地区」
- 2) 1/2,500の詳細な地形図を用いて現地調査を実施した結果に基づき「危害のおそれのある土地の範囲」等を想定した「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域とは

土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域は、土砂災害防止法（正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」）に基づき指定される区域であり、次のように定義され、警戒避難体制の確立や立地抑制が行われます。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

警戒区域では

警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように地域防災計画に定められ、警戒避難体制の整備を図っていきます。【市町村等】

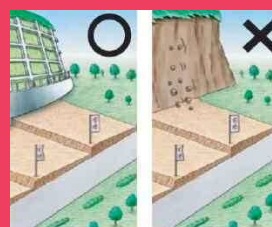


土砂災害ハザードマップの作成・配布
（茨城県鉾田市）

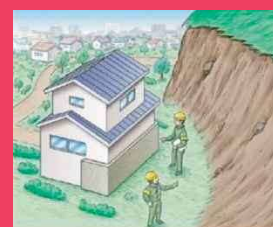


市民による土砂災害ハザードマップ確認状況
（鹿児島県垂水市）

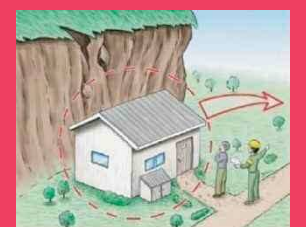
特別警戒区域ではさらに



特定開発行為に対する許可制
住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための行為は、基準に従ったものに限って許可されます。【都道府県】



建築物の構造規制
居室を有する建築物は、建築基準法に定められた、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。【都道府県または市町村】



建築物の移転等の勧告
著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。移転等については、住宅金融支援機構の融資等の支援を受けられます。【都道府県】